

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 介護保険法の施行準備の最終点検について
2. 施行時の「居宅サービス計画」作成について

(合計 本紙含め 4 枚)

vol. 54

平成12年3月28日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

平成12年3月28日

介護保険法の施行準備の最終点検について

介護保険制度実施推進本部長
厚生事務次官 羽毛田 信吾

平成9年12月の介護保険法の成立以来、これまで、2年余にわたり、昼夜を分かたず、施行準備にお取り組みをいただいていたこと対しまして、心より、感謝と敬意を表する次第であります。

さて、介護保険法の施行日である4月1日まで、残すところ、後3日となり、関係者の皆様におかれましては、施行準備について最終的な点検をしておられることと存じます。特に、制度の円滑な施行の観点から、現在、サービスを利用している方々に、3月から4月にかけて、サービスを途切れることなく利用していただけるよう、十分な対策を講ずることが肝要と考えております。

こうした観点から、これまで、1月の全国介護保険担当課長会議及び3月初めの全国高齢者保健福祉関係主管課長会議において、繰り返し、要介護認定を受けた方々に対する居宅サービス計画（ケアプラン）の作成の周知徹底をお願いしてきたところであります。また、3月半ばには、簡便な方法によるケアプランの作成についてお示ししましたが、まず、3月中に、ケアプランの作成依頼届出をしていただき、実質的なサービスの利用調整、利用者負担を踏まえた利用者への説明と同意の手続きを終えておくことが何より重要であります。

さらに、施行直前に、ケアプランの作成依頼届出がされておらず、どうしても居宅介護支援事業者にケアプランを作成してもらうことが難しい場合には、とにかく、市町村において、利用者からの相談を受け、現在、利用しているサービスの利用計画を受け付け、必要な援助を行うようお願いしているところであります。

いよいよ、残り僅かとなり、これまで、これらの「直前の対応」を行ってきていない市町村にあっては、一旦費用全額を負担する「償還払い」となることのないよう、できる限り、こうした対応につき、最後の点検をお願い申し上げる次第です。

国としても、最後まで、できる限りの準備を整えられるよう、万全を期して参りたいと考えておりますので、市町村を始めとする関係者の皆様におかれましても、施行に向けて、直前まで最大限のご努力をお願い申し上げます。

事務連絡
平成12年3月28日

各都道府県介護保険担当課（室） 殿

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室長

施行時の「居宅サービス計画」作成について

標記については、4月中の居宅サービス等の提供が現物給付により適切に行われるよう、認定を受けた者への居宅サービス計画作成の勧奨、利用しているサービスの届出など、これまで数次にわたりお願いをしているところであるが、現下の「居宅サービス計画」の作成状況等を踏まえ、下記の取扱いについて徹底されるよう、管下市区町村への周知を図られたい。

記

要介護認定を受けた者のうち、居宅サービスを利用しようとする者（既に居宅サービス計画作成依頼届の届出済みである者、既に自己作成による居宅サービス計画を届出済みである者、居宅療養管理指導、福祉用具購入、住宅改修のいずれかのみを希望する者、痴呆性老人のグループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所中の者を除く）であって、まだ居宅サービス計画作成依頼届出を済ませていないものについては、緊急避難的な措置として、少なくとも現にサービスを利用している者について市区町村において、自己作成による「居宅サービス計画」の作成援助（サービス調整（サービスの予約）、利用者負担の概算、利用者への説明と同意の手續）を行う。

この場合、居宅サービス計画の作成を迅速に行うため「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」（いずれも提供票及び提供票別表を含む）の作成については、平成12年3月17日付 事務連絡のとおり簡便方式による作成を行うこととして差し支えない。

なお、3月中に緊急避難的な措置として市町村において居宅サービス計画の作成援助を行った場合には、4月以降順次、居宅介護支援事業者への紹介を行う等により、適切に居宅サービス計画が再作成されるようにすること。

print server function is not available.

担当者連絡先

厚生省介護保険制度施行準備室
翁川

TEL 03-3503-1711 (内 2164)

※疑義照会については、原則、

「介護保険Q & Aシステム」により

お願いいたします。